

沖縄県介護に関する入門的研修事業実施要綱

(目的)

第1条 沖縄県介護に関する入門的研修（以下「入門的研修」という。）は、これまで介護と関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 入門的研修の実施主体は沖縄県とする。ただし、適切な研修実施が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。また、委託により実施する場合は、研修の趣旨や目的を明確に理解し、研修内容を適切に実施できる講師を確保している団体を選定するものとする。

(受講対象者)

第3条 企業等で定年退職を予定している者や中高年齢者、子育てが一段落した者等。
なお、この他、地域住民や学生などにも幅広く研修を実施することもできる。

(研修内容及び研修時間数)

第4条 入門的研修の研修時間数は22.5時間以上とする。ただし、各科目内の時間配分については、研修内容に偏りがないように十分に留意するものとする。

	研修科目	研修時間数	研修内容
基礎講座	介護に関する基礎知識	1. 5時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護に関する相談先（市区町村の窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所） ○ 介護保険制度の概要（サービスの種類、利用手続き、利用者負担など） ○ 介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要（介護休業や介護休暇などの内容や利用手続きなど）
	介護の基本	1. 5時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護における安全・安楽な体の動かし方（ボディメカニクスの活用） ○ 介護予防・認知症予防に使える体操（介護予防の理解、手軽に取り組める指先や手などを使った体操の紹介）
入門講座	基本的な介護の方法	10時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職の役割や介護の専門性 ○ 生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法） ○ 老化の理解（老化に伴う心身機能の変化と日常生活への影響など）
	認知症の理解	4時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症を取り巻く状況（認知症高齢者の今後の動向や認知症に関する施策など） ○ 認知症の中核症状とBPSD、それに伴う日常生活への影響や認知症の進行に

			よる変化 ○ 認知症の種類とその原因疾患、症状、生活上の障がいなどの基本的な知識 ○ 認知症の人及びその家族に対する支援や関わり方
	障害の理解	2時間	○ 障がいの概念や障がい者福祉の理念（ノーマライゼーションやICFの考え方） ○ 障がい特性（身体、知的、精神、発達、難病等）に応じた生活上の障がいや心理・行動の特徴などの基本的な知識 ○ 障がい児者及びその家族に対する支援や関わり方
	介護における安全確保	2時間	○ 介護の現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識 ○ 介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等に係る知識
	人権学習	1. 5時間	○ 高齢者問題を始めとする人権問題
	合計時間数	22. 5時間	

（研修の教材）

第5条 研修の教材は、研修内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

（修了証明書の交付）

第6条 沖縄県知事（以下、「知事」という。）は、入門的研修を修了した研修受講者に対し、修了証明書（様式第1号）を交付するものとする。

2 知事は、研修修了者について、修了講座、修了番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した研修修了者名簿（様式第2号）を作成し、管理する。

なお、当該研修について知事からの委託により実施した場合は、当該名簿については、受託者において作成し、知事に提出すること。

（修了証明書の再交付）

第7条 修了証明書の再発行については、次のとおりとする。

（1）修了証明書の再発行は、知事が発行するものとする。

（2）知事は、修了者から再発行の依頼があった場合、修了証明書再発行申請書（様式第3号）を提出させ、修了者名簿により修了者であるか十分確認した上で、氏名、生年月日、修了書番号、修了年月日、再発行年月日を記載した修了証（様式第4号）を発行し、交付するものとする。

（補講）

第8条 実施主体は受講者が欠席した場合、別紙「補講の取り扱いについて」に定める方法により補講を行うものとする。

2 実施主体は補講を実施した場合は、補講修了確認書（様式第5号）を作成し、管理する。

なお、当該研修について知事からの委託により実施した場合は、当該名簿については、受託者において作成し、知事に提出すること。

(実績報告書の提出)

第9条 知事からの委託により実施した場合は、実績報告書(様式第6号)に以下の(1)～(8)の書類を添付して、事業完了の日から起算して30日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに知事に提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 研修開催に関する書類
- (3) 沖縄県介護に関する入門的研修修了者名簿(様式第2号)
- (4) 受講者出席簿(写し)
- (5) 研修風景(写真)等
- (6) アンケート実施結果
- (7) 収支精算報告書等
- (8) 沖縄県介護に関する入門的研修委託事業マッチング支援実施報告書(様式第7号)

(研修事業に関する書類の保存期間)

第10条 研修事業に関する書類の保存については、次のとおりとする。

- (1) 知事は、修了者名簿を永年保存し、修了証明書の再交付等に対応できるように、保管する。
- (2) 知事からの委託により実施した場合は、実施主体は、研修事業に関する書類(研修修了者名簿、受講者の出欠簿、実習記録等)は、少なくとも、研修終了後5年間保存する。

(実施上の留意事項)

第11条 入門的研修は、基礎講座と入門講座の二段階とする。

(関係機関との連携)

第12条 実施主体は、入門的研修の実施後、介護分野での就労を希望する者に対しては、事業者団体や沖縄県福祉人材センター等と連携し、マッチング支援などを実施することにより、研修修了者の介護分野への参入を支援するものとする。

2 入門的研修修了者については、介護福祉士等の届出制度を活用して、都道府県福祉人材センターに対する届出を受け付けることとしているので、研修修了者に対して当該届出制度の周知を図るよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

補講の取り扱いについて

- 1 実施主体は、受講者が欠席した場合、次の方法により補講を実施する。
 - (1) 補講は研修科目単位で実施することとする。
 - (2) 補講は、次のいずれかの方法で行うものとする。
 - ア 事業年度中に開講中又は開講予定である同研修の講義・演習で再受講させる方法
 - イ 担当講師が設定した課題に関するレポートを提出させる方法
(ただし、レポートで履修できる範囲は2時間以内とし、2時間超える部分は補講を行うものとする。)
 - (3) 実習を組み入れた場合及び実技演習を実施した科目については、レポート提出による補講は認めないものとする。

- 2 実施主体は、受講者の補講修了後、次の方法により補講の確認をするものとする。
 - (1) 上記1(2)アにより、補講を実施した場合は、補講分の出席簿を作成し、受講者の出席の確認をする。
 - (2) 上記1(2)イにより、補講を実施した場合は、担当講師が添削指導を行い、レポートに評価結果を記入し、確認印を押印する。レポートを受講者に返却する場合は、実施主体はレポートの写しを修了認定の根拠資料として保管する。
 - (3) 実施主体は補講を実施した場合は、補講修了確認書(第4号様式)を作成し、管理する。
なお、当該研修について知事からの委託により実施した場合は、当該名簿については、受託者において作成し、県知事に提出すること。

- 3 補講等の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 知事からの委託により実施した場合、補講は委託期間内で行うものとする。
 - (2) 視聴覚教材を視聴させるのみでは補講と認めない。

(様式第1号)

修了番号 号

修了証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、介護に関する入門的研修（基礎講座及び入門講座）を修了したことを証明する。

年 月 日

沖縄県知事 名



(入門的研修実施事業者名)

沖縄県介護に関する入門的研修修了者名簿

(年度) (開催地域 :) (実施事業者 :)

No	修了講座	修了番号	修了年月日	氏名	生年月日
1	基礎講座及び入門講座		年 月 日		年 月 日
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

年 月 日

修了証明書再発行申請書

沖縄県知事 殿

申請者名

下記のとおり修了証明書の再発行を願います。

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

住 所 〒

電 話 番 号

受 講 課 程

研修受講年度

証明が必要な理由

※添付書類 本人であることが確認できる書類（住民票又は運転免許書のコピー）

再発行修了証明書

(A4縦)

修了証明書

次の者は、介護に関する入門的研修（基礎講座及び入門講座）を修了したことを証明する。

氏 名

生 年 月 日

修了証明書番号

修 了 年 月 日

年 月 日

沖 縄 県 知 事 名

(入門的研修実施事業者名)

補講修了確認書

(年度) (開催地域 :) (実施事業者 :)

受講者名	実施方法	補講実施日・時間 (レポート認定日)	補講科目及び 項目名	講師名	講師署名 (又は押印)
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			
	講義 レポート	年 月 日 : ~ :			

沖縄県介護に関する入門的研修委託事業 実績報告書

第 年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者
(所在地) 〒

(法人名)
(代表者名)
(電 話)

年 月 日付で締結した標記事業について、沖縄県介護に関する入門的研修事業実施要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

- 1 研修の名称
沖縄県介護に関する入門的研修
- 2 研修実施期間
研修実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 受講者数及び研修修了者数
受講者数 名
研修修了者数 名
- 4 添付資料
 - (1) 業務完了報告書
 - (2) 研修開催に関する書類
 - (3) 研修修了者名簿(様式第2号)
 - (4) 受講者出席簿(写し)
 - (5) 研修風景(写真)等
 - (6) アンケート実施結果
 - (7) 収支精算報告書等
 - (8) マッチング支援実施報告書(様式第7号)

沖縄県介護に関する入門的研修委託事業 マッチング支援実施報告書

(年度) (開催地域 :) (実施事業者 :)

(1) 事業所等説明会

実施日	研修生参加人数	参加事業所名
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

(2) 個別支援 (※事業所等説明会からの支援含む)

受講者名	実施方法	実施日	実施結果	就職先 (※就職した場合)
	1. 相談 2. 事業所等を紹介 3. その他 ()	年 月 日 : ~ :	1. 相談紹介のみで終了 2. 面接実施 3. 就職	
	1. 相談 2. 事業所等を紹介 3. その他 ()	年 月 日 : ~ :	1. 相談紹介のみで終了 2. 面接実施 3. 就職	
	1. 相談 2. 事業所等を紹介 3. その他 ()	年 月 日 : ~ :	1. 相談紹介のみで終了 2. 面接実施 3. 就職	
	1. 相談 2. 事業所等を紹介 3. その他 ()	年 月 日 : ~ :	1. 相談紹介のみで終了 2. 面接実施 3. 就職	
	1. 相談 2. 事業所等を紹介 3. その他 ()	年 月 日 : ~ :	1. 相談紹介のみで終了 2. 面接実施 3. 就職	
	1. 相談 2. 事業所等を紹介 3. その他 ()	年 月 日 : ~ :	1. 相談紹介のみで終了 2. 面接実施 3. 就職	